

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

矢部川流域は、未曾有の被害をもたらした昭和 28 年 6 月洪水をはじめとして、昭和 44 年 7 月洪水や平成 2 年 7 月の洪水など、過去から幾度となく洪水による浸水被害を被ってきました。

そのため、矢部川水系では昭和 28 年 6 月洪水と同規模の洪水に対して安全度を確保することを目標として河川整備を進めてきました。

しかし、平成 22 年度末時点での矢部川の国管理区間における完成堤防の整備率は約 65% と、未だ堤防断面が不足している箇所があり、また、洪水流下時に支障を来している河道内樹木や橋梁が存在していることから、昭和 28 年 6 月洪水や平成 2 年 7 月等の既往洪水が発生した場合、十分な治水安全度が確保されているとはいえない状況です。

平成 19 年 1 月に策定した矢部川水系河川整備基本方針（以下、基本方針）では、筑後市街部、みやま市街部が形成される船小屋地点を基準点とし、基本高水のピーク流量 3,500m³/s（計画規模 1/100）と定め、計画高水流量を 3,000m³/s とし、残りの 500m³/s については既設日向神ダムにより対応することで、洪水や高潮等による災害の発生防止または軽減を図ることとしています。

戦後最大流量である昭和 28 年 6 月洪水は、この基本高水のピーク流量と同規模であり、計画対象期間内で達成することは困難です。

昭和 28 年 6 月洪水に次ぎ、戦後第 2 位の洪水規模である平成 2 年 7 月洪水では、矢部川本川においてはみやま市街地などで浸水被害が発生しており、同規模の洪水が再び発生した場合には、特に中流部から上流部にかけて堤防断面が不足している箇所が点在しているため、破堤によるはん濫が発生した場合は、低平地であることから、広域にわたって甚大な被害が発生するおそれがあります。

支川飯江川についても、本川と同様に堤防断面が不足している箇所が点在しているため、破堤によるはん濫が発生した場合は広域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあります。

また、有明海に面する河口域の高潮区間では、昭和 60 年や平成 11 年台風時において浸水被害を被っており、また老朽化の著しい特殊堤区間が存在するなど、高潮堤防の整備が求められており、高潮に対する安全度の向上が急務となっています。このため、矢部川水系では、高潮に対する安全性の確保を最優先の課題としています。

このようなことから、矢部川流域住民の安心・安全な暮らしを守るためには、現在、整備を進めている下流高潮対策を早期に完了させるとともに、矢部川本川中上流ならびに支川飯江川の洪水対策の実施など、基本方針に定めた目標に向けて段階的かつ着実に河川整備を実施し、適切な河川の維持管理を行い、さらなる危機管理体制の充実などソフト対策を実施し洪水や高潮による災害の発生防止または軽減を図ることが重要です。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.2 洪水対策

過去の洪水の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、矢部川水系河川整備基本方針で定めた目標に向け、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることを目標とします。

特に矢部川、飯江川とも中流部から上流にかけては、局所的に堤防断面不足箇所があり、流下能力が不足している箇所が点在していることから、現在優先的に整備を進めている下流高潮対策区間の整備進捗状況を考慮しつつ、整備を進めます。

これらにより、矢部川本川では戦後第2位相当となる平成2年7月洪水を概ね安全に流下させることができるようになります。支川飯江川においても戦後第2位洪水相当となる平成13年7月洪水を概ね安全に流下させることができるようになります。

表 4.1.1 矢部川本川における整備目標の基準地点流量

基準地点	目標流量	洪水調節量	河道流量
船小屋	3,100m ³ /s	300m ³ /s	2,800m ³ /s

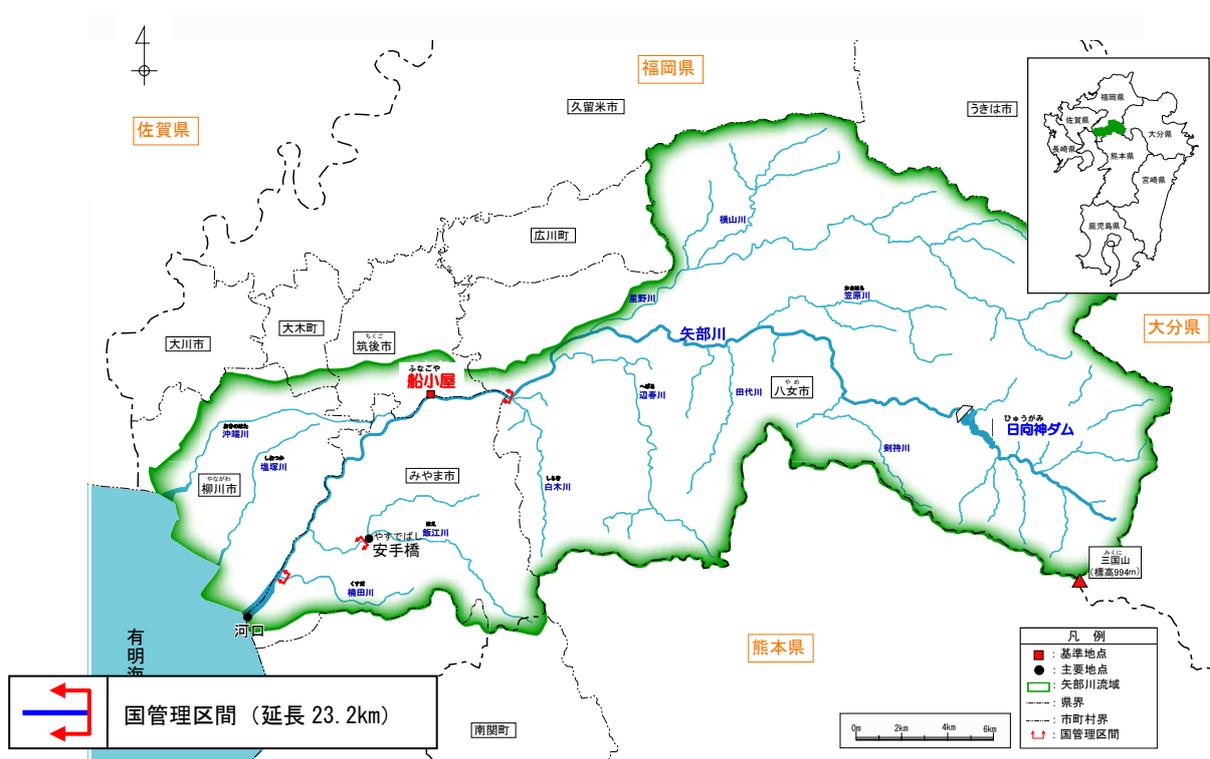


図 4.1.1 基準地点「船小屋」位置図

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.3 高潮対策

本計画における高潮区間の整備目標は、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風（昭和 34 年 9 月台風 14 号）が矢部川河口部に対して最も危険となるコースを通過した場合に想定される高潮に対して、安全性が確保できるよう努めます。

表 4.1.2 高潮堤防区間

河川名	区間	備考
矢部川	0/000～2/600	農林水産省管理区間および福岡県管理区間
	2/600～4/800	国土交通省管理区間
楠田川	0/000～0/200	国土交通省管理区間
	0/200～0/615	国土交通省整備*区間

※) 楠田川 0/200～0/615 区間は、河川法施行令第 2 条第 7 号規定により、国土交通省にて一体的に整備

なお、矢部川河口部においては、過去の干拓等の歴史により海岸堤防・高潮堤防の施設管理者が、国土交通省、農林水産省、福岡県と分かれています。低平地である矢部川河口域では地理的特性から高潮・洪水の際に、堤防高不足・堤防断面不足箇所から「破堤」「越水」が生じた場合には、浸水エリアが広範囲にわたるため、一連区間の整備を図ることで整備効果が得られることとなります。

このことから関係機関が連携して河口域の海岸・高潮堤防の整備にむけて情報共有・整備進捗が図れるよう平成 21 年度より『有明海沿岸高潮対策連絡協議会』を開催し、事業調整等図りながら進めていくこととしています。



写真 4.1.1 高潮対策連絡協議会の開催状況

事業の進捗状況等に関する情報の共有や相互連携の円滑化を図ることを目的としています

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.4 堤防の浸透及び地震に対する安全性

既設の堤防については、洪水における浸透や侵食、地震に対する所定の安全性を確保するための対策を実施します。

4.1.5 内水対策

内水被害が発生する区域においては、地域・関係機関等と連携・調整を図りつつ、被害軽減に向けた検討・整備を行い、内水被害の軽減対策を実施します。

4.1.6 河川の維持管理

維持管理に関しては、洪水、高潮等による災害の防止または被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の堆積土砂、河床低下、河岸洗掘、河道内樹木などに対し、適切に管理を行います。

4.1.7 危機管理対策

洪水等による被害を最小限に抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報・水位周知及び水防警報など防災情報提供の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制の充実等総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進します。さらに、広域的な支援体制の確立、地域ぐるみの防災教育等を支援し、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のバランスの取れた地域防災体制の確立に努めます。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.2.1 整備の目標

河川の適正な水利用に関しては、流況、取水実態等を踏まえ、関係機関と連携しながら適正な水利用を目指します。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、関係機関と連携して、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性を把握した上で設定します。

4.3 河川環境の整備と保全及び河川の利用に関する目標

4.3.1 整備の目標

(1) 河川環境

河川環境の整備と保全については、治水、利水との調和を図りつつ、矢部川の多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の保全・再生を目指します。

(2) 水質

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や自治体等の関係機関、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全とさらなる水質の向上を目指します。

なお、水質事故に対しては、関係機関と情報共有するとともに、迅速に対応し被害拡大防止に努めます。

(3) 河川利用

河川の利用については、今後も水遊びや釣り、散策や各種スポーツ、イベント等市民や観光客の憩いの場としての河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して、安全性及び利便性に配慮した河川整備及び維持を目指します。

(4) 景観

良好な景観の維持・形成については、今後とも関係機関と連携しながら、河川景観、周辺の土地利用との調和や既存景観計画等を踏まえた河川整備及び維持を目指します。